

土地や建物などをお売りになって確定申告をされる方へ

所得税の申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー



- 👍 確定申告には、ご自宅からパソコンでご利用いただける確定申告書作成コーナーが便利です！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

STEP

2

申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**ICカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。**

マイナンバーカードの準備



マイナンバーカードの取得方法は裏面を見てね！



QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



① アプリの起動

スマートフォンで、マイナポータルアプリを起動。



② QRコード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。



③ マイナンバーカード読み取り

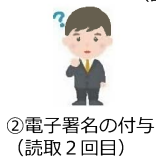
スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

〔マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です〕

令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利になります！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

〔マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。〕

■土地や建物などをお売りになった方の確定申告について

土地や建物など（借地権や耕作権など、土地の上に存する権利を含みます。）をお売りになって譲渡益がある場合は、確定申告が必要です。

なお、マイホームをお売りになって譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、その譲渡損失の金額をその他の所得と損益通算することや、その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合に、その年の翌年以後3年内の各年分の所得から繰越控除することができる特例があります。

これらの特例の適用を受けるための要件や必要な書類については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」の「マイホームを売ったとき」に掲載していますのでご覧ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税」を選択



③ 「作成開始」をクリック



④ 「土地建物等の譲渡所得」を選択し入力を開始



※ 画面は開発中のものであり、今後変更される場合があります。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧ください。よくある質問を閲覧いただいても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることもできます。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法